

TDOリーグ戦におけるデフォルト罰則の決定について

昨今、安易な試合のデフォルトを行う風潮が散見されており、キャプテンミーティングなどで、再三注意を促してきましたが、改善の兆しが見えません。

このため、前回のキャプテンミーティングにて、罰則の強化策を2012年1stシーズンより適用することを告知しておりました。

前回お知らせした原案に対し、オーナー会からの申し入れなどを加味し、第40回TDO評議会での決議を行い、下記の通り最終決定いたしました。

罰則を適用する事が目的ではなく、デフォルトが多大な迷惑を及ぼす行為である事を認識していただくための処置です。この点を十分にご理解いただき、試合の円滑な実施にご協力をお願いいたします。

1. リーグ戦デフォルトの罰則について

- (1) 試合をデフォルトしたチームは、1試合につき 1万2千円の営業補償費を試合開催予定のベニューに支払わなければならない
- (2) 「デフォルトしたチーム」とは、当初予定の日程、または、受理された変更日程での試合を行えないと宣言したチームを指す
- (3) ホーム・アウェイの区別は行わず、デフォルトが発生した場合は、罰則の適用対象となる
- (4) 支払い期限は当該シーズン終了後のキャプテンミーティングまでとする
- (5) 期限までに支払いが行われなかった場合、当該店舗からの申し入れがあれば、事務局にて督促を行い、翌シーズン終了までに支払いが行われなかった場合は、当該チームを解散とする
- (6) 店舗からの未払い申し入れは、当該シーズン後のキャプテンミーティング翌日から翌シーズンのレギュラーシーズン終了日までに FAXにて行う。期限を過ぎた場合は、時効となり、罰則の適用外となる
- (7) 上記により解散処置を受けたチームメンバーが2名以上加入する新規チーム（継続とみなされる）は、解散後1年間は登録することができない
- (8) デフォルトの罰則はプレーオフには適用されない

2. 日程変更の取り扱い

- (1) 日程変更、ホーム/アウェイ入れ替えなどの実施により、デフォルトの責任がどちらのチームにあるかが曖昧になる恐れがあるため、日程変更、ホーム/アウェイ入れ替えは、事務局への届け出を推奨する。
- (2) 事務局への届け出は、所定のフォーマットに従い、必要事項を記入し、両チームのキャプテンから事務局宛てに FAXを送付する
- (3) キャプテンミーティング時の調整時間に決定した日程変更は、所定の用紙に両チームのキャプテンが署名し提出することで申請できる
- (4) 事務局により、ホームページ上に変更情報が掲載されるのを以て受理とみなす
- (5) 日程変更の届け出は義務事項ではなく、デフォルトした場合の責任の基準点を明確にするための処置となる。未届け・未受理でも試合が開催されれば問題ない

3. 例外事項

(1) 店舗の事情による試合未消化

試合開催予定ベニユアの事情によりデフォルトとなった場合は、営業補償費は発生しない。

(2) 途中解散

所属店舗の閉店などやむを得ぬ理由で途中解散する場合は、罰則の適用外とする。ただし、チームの事情による途中解散の場合は、罰則逃れとの区別が出来ないため、未払い罰則の適用と同等に新規チーム結成の制約（継続条件と同等の新規チーム登録を1年間禁止）を受ける

(3) 休会

日程作成時までに申告された休会（1シーズン限り）は、罰則の適用外となるが、シーズン中の休会は認めない。シーズン中にリーグを継続できなくなったチームは解散となる。従って、罰則は「途中解散」と同等とする

4. ルールの緩和など

(1) 試合時の会員数

試合の際に必要な最低2名の会員（申請中を含む）を1名とする。ただし、当該チームが勝利した場合のボーナスポイント（2ポイント）は、付与されない。

(2) 両チーム合意による順序変更、部分デフォルトなどルールの柔軟な運用

両者が合意した場合に限り、30分以上の開始延伸、試合順変更、ガロンのみ不戦敗などの処置を行う事は可能

- ・遅れて来る人の試合順を後の方にし、ガロンを最後にする。
- ・順序変更しても時間までに到着出来なかった場合でも合意があれば待つ事は可能
- ・相手チームの制限時間までに該当選手が来なかった場合は、出来なかった試合のみ不戦敗として扱う

など

5. その他

(1) 試行期間

当ルールは、2012年度定期総会での承認を持って正式に施行される。総会での規約承認までは試行期間とし、営業補償費未払い時の解散処置などは猶予する

(2) 裁定など

当ルールによる当事者間（チーム、店舗）の問題については、状況に応じて評議会にて当事者の出席の元で裁定を行うものとする

以上